

三 関税率表の解釈に関する通則

「関税率表の解釈に関する通則」とは、貨物を分類する際の判断基準である。これは、国際的に貨物の分類に関する解釈を統一するため「HS条約」に基づいて定められている。

- 通則 1 基本原則
- 通則 2 (a) 未完成の物品・分解された完成品の所属
(b) 二以上の材料または物質を混合し、または結合した物品の所属
- 通則 3 物品が二以上の項に属するとみられる場合の所属の決定方法 (a) (b) (c)
- 通則 4 通則 1 から 3 までによって所属を決定することができない場合の所属の決定方法
- 通則 5 容器・包装等の分類
- 通則 6 号レベルでの所属の決定方法
- 備 考 わが国独自の補足規定

1 通則 1

通則 1 は、関税率表の解釈の基本原則を述べたものである。

部、類および節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定およびこれに関係する部または類の注の規定に従い、かつ、これらの項または注に別段の定めがある場合を除くほか、以下の原則に定めるところに従って決定する。

これは、部および類に含まれる物品が多種多様であるため、あらゆる物品を短い表題のみにより表現することは不可能に近いので、これらの表題は「単に参照上の便宜のために設けたもの」であることを明らかにしたものである。

物品の所属を決めるときは、①「項」の規定と、②部または類の「注」の規定に従うこととなる。

例えば、前頁の関税率表に関係する物品の所属を決定する場合には、「第 4 部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品」という部の表題と、「第 22 類 飲料、アルコール及び食酢」という類の表題を基準にしてはならず、下の表中の品名欄の記載（「項」の規定にあたる）と、部と類の下にある「注」にしたがって所属を決定することになる。

この通則 1 で所属を決定できない場合には、通則 2 以降の規定を適用して決定することになる。

(4 ページの解答) 1 : 22 類 2 : 22.02 項 3 : 2201.90 号

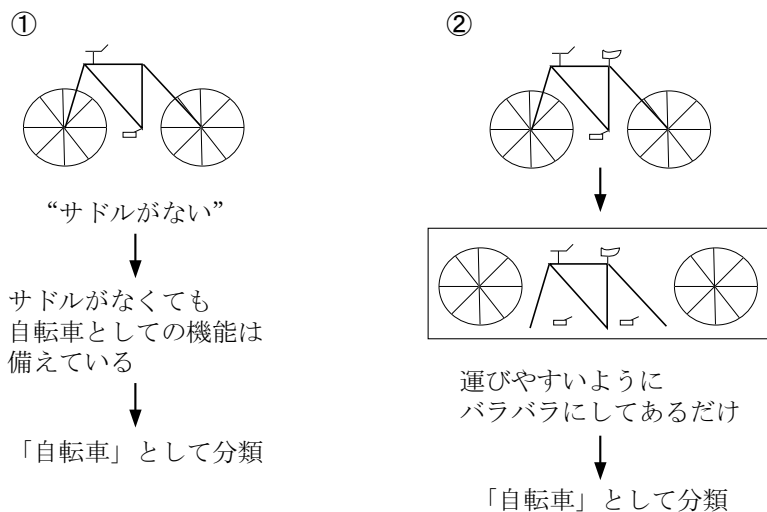
2 通則2

- (a) 各項に記載するいずれかの物品には、未完成の物品で、完成した物品としての重要な特性を提示の際に有するものを含むものとし、また、完成した物品（この2の原則により完成したものとみなす未完成の物品を含む。）で、提示の際に組み立ててないものおよび分解してあるものを含む。※
- (b) 各項に記載するいずれかの材料または物質には、当該材料または物質に他の材料または物質を混合または結合した物品を含むものとし、また、特定の材料または物質から成る物品には、一部が当該材料または物質から成る物品も含む。二以上の材料または物質から成る物品の所属は、3の原則に従って決定する。

※ 「提示の際に組み立ててないものおよび分解してあるもの」とは、簡単な組立て操作のみを伴うもので、例えば、簡単な締付具または銲接もしくは溶接により構成要素を組立てれば完成品になるものをいう。

(1) 通則2(a)は、提示（申告）の際に①未完成である物品と②分解されている物品についての分類の方法を定めたものである。

- ① 未完成である物品の所属 未完成の物品で、提示の際に完成品としての重要な特性を備えているものは、完成品の項に分類する。つまり、未完成品であっても、完成品が有している性状や機能等をすでに備えている“ほぼ完成品”といえるものは、貨物の分類上は完成品とみなして構わない、ということである。
- ② 分解されている物品の所属 完成品で、提示の際に組み立ててないものや分解してあるものについては、完成品の項に分類する。これは、梱包上の理由などによりバラバラにされている物品について、貨物の分類上は完成品として分類する、ということである。

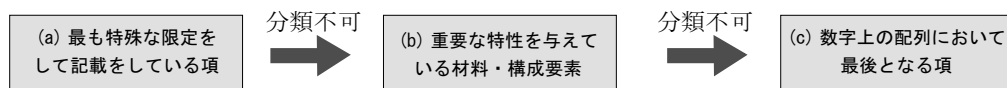


3 通則3

通則2(b)の規定の適用によりまたは他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

- (a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合もしくは結合した物品に含まれる材料もしくは物質の一部のみまたは小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全なまたは詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。※
- (b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品および小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料または構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
- (c) (a)および(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

通則3は、同時に二以上の項に分類されるとみられる物品について、いずれの項に決定すべきかを定めたものである。適用に当たっては、次の(a)(b)(c)の順に適用される。



(a) まず(a)は、一般的な記載をしている項よりもさらに特殊な限定をして記載している項が優先する旨を規定している。

(例1) 歯科用いす

90.18 医療用機器

94.01 腰掛け

94.02 歯科用いす ← “特殊な限定”

(例2) 自動車用のタイヤ

40.11 ゴム製の空気タイヤ ← “特殊な限定”

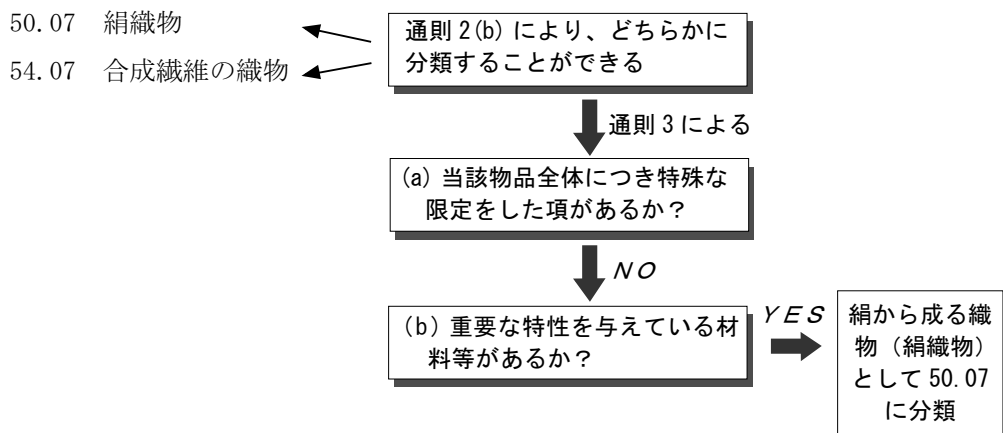
87.08 自動車用の部分品及び附属品

※ たとえば、AとBが混合したCという物品を分類するにあたり、たとえAまたはBという物品について限定的な記載をした項があるときであっても、当該AまたはBの項に分類することはできない。なぜなら、分類上問題となるのはCという物品そのものであり、構成する素材や成分であるAやBについて分類をするわけではないからである。このような場合、Cという物品について記載した項がなければ当該(a)の規定によることはできず、次の(b)によることとなる。

(b) (b) は、混合物その他異なる構成要素から成る物品や小売用のセットにした物品について、(a) により分類できないときに用いるものである。すなわち、先の「絹と合成繊維から成る織物」について分類する場合、当該物品について記載した独自の項があるならば (a) により、その項に分類することができるのだが、そのような項がないので (a) によることはできない。したがって、このような場合に当該 (b) によるのである。

決定方法としては、当該物品のうち「重要な特性を与えている材料または構成要素から成るもの」としてその所属を決定することとなる。

(例 1) 絹と合成繊維から成る織物 (構成割合は、絹 70%、合成繊維 30%とする。)



(例 2) スパゲッティのセット (スパゲッティ、すりおろしチーズ、トマトソース、板紙製のケースから成るもの)

→ 重要な特性を与えている「スパゲッティ」の項に分類する

(c) (c) は、(b) によっても分類できないときに、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後の項に属するものとする。

(例) 絹と合成繊維から成る織物 (構成割合は、絹 50%、合成繊維 50%とする。)

